

8 市税に関する証明

市民税関係	市・県民税課税（非課税）証明 所得証明 ※営業（所在地）証明●
資産税関係	土地・家屋評価証明 土地・家屋公課（課税標準額）証明 資産証明 土地証明車庫用● 名寄帳 ※固定資産価格通知書 ※土地・家屋登載証明 ※住宅用家屋証明 （住宅用家屋の所有権保存登記、所有権移転 登記及び抵当権設定登記用）
納税関係	市・県民税納税証明 法人市民税納税証明 固定資産税納税証明 国民健康保険納税証明（旧黒埼町分のみ） 市営住宅入居用納税証明 市制度融資用納税証明 新潟市入札参加用納税証明 車検用軽自動車税納税証明● ※登記用固定資産税納税証明

発行場所：黒埼支所ならびに新潟市役所市民税課（本館2階）23番 税証明窓
口・地区事務所

[※印の証明は黒埼支所及び市民税課だけで発行します。]

(注) 連絡所では市税証明の発行はしていません。

【請求のとき必要なもの】

- 本人または同居の家族の場合 ……窓口に来る人の印鑑
- 代理人の場合 ……本人の記名押印のある委任状、代理人の印鑑
- 法人の場合 ……法人の社印及び代表者印が押印されている委任状、窓口に来る人の印鑑

(注) (1)委任状の用紙は黒埼支所、市民税課及び地区事務所に備えてあります。

●の証明については、委任状は不要です。

(2)固定資産価格通知書の交付を受けるには、法務局で登記官の確認印を受けた「価格通知書交付依頼書」が必要です。

【証明手数料】

- ・ 1 件につき 300円
ただし、資産税関係証明は、土地1筆・家屋1棟につき各300円
名寄帳は土地、家屋、償却資産それぞれにつき各300円
- ・ 住宅用家屋証明書は、1 件につき 1,300円
- ・ 固定資産価格通知書及び継続検査用の軽自動車税納税証明書は、無料

9 公簿の閲覧等

① 土地・家屋調書 ②土地の公図副本（更正図）について、黒埼支所及び新潟市役所市民税課（本館2階）23番税証明窓口にて、閲覧と公図副本（更正図）のコピーができます。

ただし、黒埼支所で閲覧できる土地・家屋調書については旧黒埼町分のみとなります。

手数料は1冊につき300円、土地の公図副本（更正図）のコピー料金は1枚につき10円となります。

10 原動機付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）の交付等

(1) 新規登録、所有者変更、廃車手続きの窓口：黒埼支所、新潟市役所市民税課（本館2階）22番 軽自動車税窓口、地区事務所、連絡所（連絡所の場合標識の交付は後日となります。）

(2) 現在の黒埼町発行のナンバープレートはそのまま使用できます。新潟市発行のものに変更を希望する場合は、ナンバープレートをお持ちいただければ、無償で交換します（上記窓口いずれも可。ただし連絡所の場合標識の交付は後日となります）。

なお、交換の際には、自賠責保険等の手続きに必要な書類を発行いたします。

11 税金の納付方法及び納付場所

(1) 窓口納付

黒埼支所、市役所本庁、地区事務所（東、中、西、北、南、坂井輪、石山）、各連絡所、及び下記金融機関の窓口にて納付できます。

・ 取扱金融機関一覧表

第四銀行	秋田銀行	新潟信用金庫
北越銀行	石川銀行	三条信用金庫
新潟中央銀行	山形しあわせ銀行	※商工組合中央金庫
大光銀行	安田信託銀行	新発田信用金庫
住友銀行	中央三井信託銀行	新潟県労働金庫
第一勧業銀行	住友信託銀行	新潟県信用組合
富士銀行		興栄信用組合
北陸銀行		新栄信用組合
東京三菱銀行		巻信用組合
さくら銀行		新潟県信用農業協同組合連合会
※日本興業銀行		新潟市に所在する農業協同組合
※東邦銀行		（越後中央農業協同組合を含む）
		新潟県信用漁業協同組合連合会

上記金融機関の日本国内の全店舗。
郵便局では取り扱っていません。